

久万高原町愛顔の子育て応援事業「愛顔っ子応援券」交付申請書

年 月 日

久万高原町長 様

申請者 住 所
(保護者)

氏 名

㊟

電話番号

久万高原町愛顔の子育て応援事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり久万高原町愛顔っ子応援券の交付を申請します。

なお、申請に当たり住民基本台帳等を閲覧することについて同意します。

記

対象乳児	住 所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	氏 名	生年月日 年 月 日	
保護者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		保護者から見た 対象乳児の続柄 (第 子) ※
	氏 名		
転入により申請の 場合のみ記載	母子健康手帳への交付済印		有 無
	転入前の市町から交付を受けた同種の券の残数		枚
	上記の券の有効期限		年 月 日

※住民基本台帳で第2子以降の子であることが確認できない場合、事実関係を確認するため戸籍謄本や健康保険証、学生証の写しなどについて提出を求められることがあります。

対象乳児が属する生計を一にする世帯員

氏 名	生年月日	対象乳児 との続柄	住 所 (対象乳児と異なる場合のみ記載)

下記事項が発生した場合は、速やかに愛顔っ子応援券を返却することを誓約します。

- ① 対象乳児が死亡したとき。
- ② 町外に転出したとき。(愛媛県内の愛顔の子育て応援事業を実施している市町を除く)

応援券の交付後、下記事項に該当する行為を行った場合、久万高原町愛顔の子育て応援事業実施要綱第9条に基づき行われる返還命令に応じることを承諾します。

- ① 正当な理由なく久万高原町愛顔の子育て応援事業実施要綱第8条の届け出を怠ったとき。
- ② 応援券を第三者に譲渡したとき。
- ③ 応援券の記載事項を改変して使用したとき。
- ④ 虚りその他不正の行為により、応援券の支給を受けたとき。
- ⑤ その他応援券の交付が適当でない町長が認めるとき。

※※※ 町記載欄 ※※※

交付事由	<input type="checkbox"/> 出 生 <input type="checkbox"/> 転 入 (県内 ・ 県外) 【転入日】 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	【交付番号】 No.
		【交付枚数】 枚
		【交付日】 年 月 日
備 考	(窓口に来られた方)	確認 [免・保・個・その他 ()]